

衆議院内閣委員会ニュース

平成 21.6.10 第 171 回国会第 14 号

6 月 10 日（水）第 14 回の委員会が開かれました。

1 公文書等の管理に関する法律案（内閣提出第 41 号）

- ・上川陽子君外 4 名（自民、民主、公明、共産、社民）提出の修正案について、提出者上川陽子君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び修正案について、小淵国務大臣、増原内閣府副大臣、並木内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに修正案提出者上川陽子君（自民）及び枝野幸男君（民主）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民）
- ・加藤勝信君外 3 名（自民、民主、公明、社民）から提出された附帯決議案について、泉健太君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民）

（質疑者及び主な質疑内容）

馬 渡 龍 治君（自民）

- ・公文書の管理を適に行うことは国の説明責任を果たすことでもある。しかし、現状は各省庁ばらばらに対応されている。公文書管理を行うことの意義と本法律案の趣旨を伺いたい。
- ・与野党協議の結果、修正案がまとまったが、修正案のポイントを伺いたい。また、附則第 13 条第 2 項に関し、国会及び裁判所の文書の管理の在り方について誰が検討を行うのか。
- ・国立公文書館の職員は現在 42 名に過ぎず、今後、処理能力の向上のため環境整備が必要である。また、各省庁の職員の公文書管理能力の向上も必要ではないか。これらについて、まず取り組むべきと考えるが政府の見解を伺いたい。

西 村 智奈美君（民主）

- ・第 1 条の修正における「公文書等が、…主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」との規定はいわゆる「知る権利」を含むと考えてよいか。
- ・政策決定の基礎となる調査を外部委託した場合、政府はその元データの取得に努めるべきと考えるが修正案提出者の見解を伺いたい。
- ・修正案により加えられる第 33 条第 2 項における独立行政法人等の民営化等に際しての法人文書の「適正な管理」

とは具体的にどういうことを指しているのか伺いたい。

吉 井 英 勝君（共産）

- ・政府の審議会等の中には会議録を作成しない例があるが、意思決定過程についても文書化を義務付けるとともに公開する必要があると考えるが、政府の見解を伺いたい。
- ・公文書を行政機関等間で移管する際に、個人情報が出す懸念がある。個人情報の管理の取組状況について伺いたい。
- ・公文書の管理は本来国が責任を持つべきである。なぜ、独立行政法人が管理しているのか。国が直接、公文書館を運営すべきではないか。

重 野 安 正君（社民）

- ・政府が政策を決定する際、民間事業者に調査業務等を委託するケースが多いため、このような委託先が作成した文書についても行政文書とみなすべきと考えるがいかがか。
- ・行政文書は、作成した時点から国民にその存在を明らかにすべきである。このため、行政文書ファイル管理簿への記載時期を文書作成後直ちに行う旨を政令に明記すべきと考えるがいかがか。
- ・公共事業に関する文書の保存期間の設定については、公

共事業が巨額で長期にわたるものもあるため、文書作成から何年間とするのではなく、その公共事業の終了時から何年間とすべきと考えるがいかがか。